現　場　説　明　書

福島森林管理署

業 務 名　：　伊良沢地区渓間工測量・設計業務（R7 補正）

説 明 事 項

1　一般的事項について

（1）　入札案内の添付書類

入札公告、入札説明書（個別）、業務請負契約書（案）、工種別数量内訳書、特記仕様書、現場説明書、位置図、公表設計書等。

国有林野事業業務請負契約約款、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書、関東森林管理局署等競争契約入札心得については、関東森林管理局ホームページに掲載。

（2）　安全に関すること

ア　業務現場の責任の明確化及び安全作業を徹底すること。労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、墜落、物の飛来等危険防止の措置、保護具の完全着用を徹底すること。

イ　一般者が立ち入らないように、安全上必要な場所には、柵・看板等により「立ち入り禁止」の措置、「危険区域」の表示を行い、周知徹底できるようにすること。

ウ　林道の通行には十分注意すること。

（3）　土地の利用に関すること

請負業務の実行上必要な土地で、当該契約業務箇所以外の用地が必要な場合は、事前に監督職員の指示を受けること。

（4）　火気の取扱いに関すること

火気を使用する場合は後始末を徹底し、山火事等を起こすことのないように十分留意すること。

（5）　請負代金の請求に関すること

請負代金の請求は、分任支出負担行為担当官　福島森林管理署長あて請求すること。

2　契約の保証について

（1）　落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからエのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア　契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

（ア）　保管金領収証書は、「日本銀行福島支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

（イ）　保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏　総括事務管理官　斉藤　伸二」を記載すること。

（ウ）　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約等担当官等の指示によること。

（エ）　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超えている場合は、別途、超過分を徴収する。

（オ）　受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ　債務不履行による損害金の支払を保証する銀行等の保証にかかる保証書

（ア）　契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、保証事業会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受け入れを行う組合とする。

（イ）　保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官　福島森林管理署長　高木　鉄哉」と記載するように申し込むこと。

（ウ）　保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

（エ）　証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（オ）　保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

（カ）　保証期間は、履行期間を含むものとすること。

（キ）　保証債務履行請求の有効期限は、保証期間経過後６ヵ月以上確保されるものとする。

（ク）　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官の指示に従うこと。

（ケ）　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行から支払われた保証金は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（コ）　受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ウ　債務の履行を保証する公共業務履行保証証券による保証にかかる保証

（ア）　公共業務履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務履行を保証する証券である。

（イ）　公共業務履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官　福島森林管理署長　高木　鉄哉」と記載するよう申し込むこと。

（ウ）　証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（エ）　保証金額は、請負代金額の 10 分の１の金額以上とする。

（オ）　保証期間は、履行期間を含むものとすること。

（カ）　請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

（キ）　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は会計法 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

（ア）　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

（イ）　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

（ウ）　保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官　福島森林管理署長　高木　鉄哉」と記載するよう申込むこと。

（エ）　保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

（オ）　保険期間は、履行期間を含むものとすること。

（カ）　請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

（キ）　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（2）　（1）の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

（3）　当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※　電子証書等　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※　電子証書等閲覧サービス　電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※　契約情報　電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※　認証情報　電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

（4）　（1）の規定にかかわらず、予算決算及び会計法（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

3　暴力団員による不当介入を受けた場合の措置について

（1）　部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うととも

に、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）　（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（3）　発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

4　調査用器材等の運搬関係

道路交通法改正により大型貨物自動車等の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い、荷受人にその責を課せられることになり、違法運転の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので大型貨物自動車等に十分に注意すること。

5　実行関係について

業務終了後の引上げ時には、業務のために使用した跡地は原形に復し後片付けを完全に行うこと。